

すくすくいなっ子 給食費完全無償化事業



1 「すくすくいなっ子給食費完全無償化事業」とは

この事業は、令和2年4月から幼児教育・保育の保育料無償化に加え、猪名川町として更なる子育て支援策により、子育てしやすいまちづくりを実現するため、子どもたちの健やかな発育・発達の重要な要素となる「食」を町が全面的に支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、本町在住の3歳児から5歳児※1までの給食費（主食費・副食費）を完全無償化とします。

※1 各年4月1日時点における年齢要件を満たしていること。満3歳児クラスの利用は対象外。

2 実施方法 及び 必要な手続き 等

利用施設	給食費完全無償化の実施方法	提出書類等
・私立保育所 ・私立認定こども園 ・私立幼稚園 ※2	町が保護者に代わり、毎月の給食費を利用施設に支払い（助成）	「すくすくいなっ子給食費完全無償化事業 申請書 兼 同意書（施設法定代理受領用）」を提出

※2 町が保護者に代わり給食費を支払うことが対応できない場合は、償還払いにより対応

【対象給食費】

各園の定める給食費（週当たり実施日数、給食費金額は園や認定区分により異なる）※3

- ① 1号認定・新1号認定・新2号認定：給食（昼食にかかる給食費のみ）
- ② 2号認定：給食（昼食にかかる給食費 及び 保育認定時間に係るおやつ・補食等）

※3 通常の教育・保育時間にかかる食事の提供に要する費用とし、園で実施するクッキング等の食材費や預かり保育・延長保育にかかるおやつ・補食等の費用は対象外

【申請書 兼 同意書（施設法定代理受領用）の提出について】

各園より配布される申請書 兼 同意書に必要事項をご記入の上、利用施設にご提出ください。

3 問い合わせ先（事業の詳細等）

【問い合わせ先】

猪名川町役場 生活部こども課（子育て支援担当）TEL：072-767-7477
給食費完全無償化事業の詳細等については、猪名川町 HP にも掲載していますので、ご確認ください。

